

「水辺」の生活誌

—— 生計活動の複合的展開とその社会的意味 ——

菅

豊

一、はじめに

「水辺」という言葉から、現代人は何を連想するであろうか。楽観的なイメージとして思い浮かべられるのは清透なる水と、それに育まれる豊富な自然であろう。一方、悲観的なイメージとしては、汚れた水と、不毛の護岸地である。現代人は「水辺」という言葉を情緒的に受けとめ、大半が楽観的なイメージを抱くはずである。しかし、現実の身近に接し得る「水辺」は残念ながら悲観的なイメージのものであることが多いに違いない。

この楽観的イメージと悲観的イメージは、まさに「水辺」の経てきた歴史的な流れを示しているのである。「水辺」はかつては、楽観的イメージどおり、豊富な自然に恵まれ、人々の生活に密着した空間であった。しかし、それは近代という変動の波にのみこまれ、その姿を現実の悲観的なものへと変えさせている。

近代は新たな利用地を求めて「水辺」の多くを大量の土砂で埋め込み、住宅地や工場地へと変えていった。幸運にも埋め立てを免がれたものがあつたとしても、それは虫食いの、断片的な残存であり、また、水害防止という大義名分で過剰な固いコンクリートに蔽われた無機質な空間である。これは結局、陸の拡大を目論み、「陸があるのに水がある」という「水辺」の特性を否定し、水を隠蔽しようとする動きであつた。

ところが、ここ数年來、このような動きとは別に「水辺」を積極利用しようという現代的な意見が盛んに叫ばれるようになってきた。この意見のキーワードとなっているのが「ウォーターフロント」である。

「ウォーターフロント」という言葉は、現代の都市計画を考える上で必ず登場する用語である。従来の「水辺」との関わり方が、水を土の下に隠蔽し、その上に陸の生活圏を築こうとする思想に基づいているのに対し、それは水を積極的に利用し、それに隣接することに利点を見い出して、水と共存する生活圏を構築しようとする思想に基づいている。つまり、水に背を向ける姿勢と、水の方を向く姿勢といったように、水に対する態度、関心に違いがあるのである。

このように水の方を積極的に向いて生きる姿勢は、何も現代だけに限られたものではない。近代という大変革以前には、日本の各地で水と共に生き、「水辺」をその生活圏としてとり込んだ人々が確かに存在した。しかし、我々はそのような人々を矮小化し、その空間を過小評価してきたきらいがある。海水面ではなく、内陸の内水面―河川や湖沼―に向かって生活する人々に対して特にこの傾向性が見られる。我々はその人々をアブリオリに「農民」と画定し、稲作を中心に生活を営むものとして扱ってこなかったか、そしてその人々が、絶対的な稲作中心の論理を持っているという先入観を植えつけられてはいなかったか、などといった稲作中心史観に対する批判がされて久しいが、そこで登場し対比されるのは主としてアブリオリに画定された個別の「漁民」や「狩猟民」などであり、論理の並列を強調されるだけである。筆者は本稿で、従来「農民」としてとられられてきたものに「漁民」や「狩猟民」を対比したり、「農村」と「漁村」「狩猟村」存在すればだが、「」を対比することを考えてはいない。まさに問題とせんとするのは、従来「農民」とされたが故に看過されたその性格、つまり「農民」内部の「非農民性」であり、「農村」内部の「非農村性」である。我々は、人間やムラに、「農」「漁」といった生計活動の頭文字を冠してきたわけであるが、その人々の多くは存在するムラで多様な生計活動を営んでいた。これを単に経済的ウェイトで序列化し、その軽重を問うのみでは、人間を「農民」「漁民」、そしてそれらの人々の生活する社会を「農村」「漁村」と呼び、その中に育まれてきた民俗を「農村の民俗」「漁村の民俗」などと位置づけることは容易にはできない。多くの収益、生産を遂げる

行為が、民俗の生成発展に多大なる影響を与えなくては必ずしも限らないのであるから。

筆者が本稿で対象とする「水辺」に面するムラでは、稲作、畑作、漁撈、狩猟、採集など多様な活動が複合的に経営されていた。このムラは一見すると「農村」であり、やはり稲作、畑作などの農耕からの収入が経済的に最も重要であったと考えられる。しかし、それぞれの活動の社会性を見てみると、必ずしも農耕が他のものに比して優位にあるとはいえない。限られた時期に、農耕に対して社会的に超越する活動が存在していたのである。

本稿では複合的に営まれる生計活動の社会的位相を探り、その展開される空間、特に「水辺」という空間を通して非農耕的論理をいわゆる「農民」「農村」の中から抽出して人間生活の多様性を示すことを目的としている。⁽¹⁾

二、「水辺」のムラ

日本を瞥見してみると、東日本に湖沼が偏って分布していることがわかる。そのうち、高地性の湖沼はほとんどが火山湖であり、水が清透なるかわりに魚族には恵まれず、自ずと人間との関わりは浅かった。一方、平地性の滯水湖や潟沼は豊饒度も高く、昔から沿岸に居住する人々はその恩恵に浴すること大であった。

しかし、平地性の湖沼群は近世より徐々にその姿を変え、現代においては大部分が消失、その態様は大きく変容している。現代的な湖沼の消失は、特に生活の近代化に伴う水質悪化、また戦後の食糧増産計画による水面の水田化(干拓)などに起因する。

本稿でとりあげる千葉県東葛飾郡沼南町布瀬は手賀沼に接し、ここも多分に漏れず水面の陸地化、水質汚染という環境変化の憂き目にあっている。「昭和六一年度公共水域水質調査」によると手賀沼は、汚染湖沼のワースト1にランキングされており、この調査の始められた昭和四九年以来、連続一三年ワースト1であるという「汚染湖沼の代名詞」ともいえる沼である。沼の陸地化は古くは近代初頭よりわずかながら行われており、戦後の物資不足の折、食糧を増産する政策によって飛躍的に進展した。

手賀沼は印旛沼と共にかつては「香取の海」の溺れ谷であった。それが利根川の前身ともいえるべき常陸川によって、

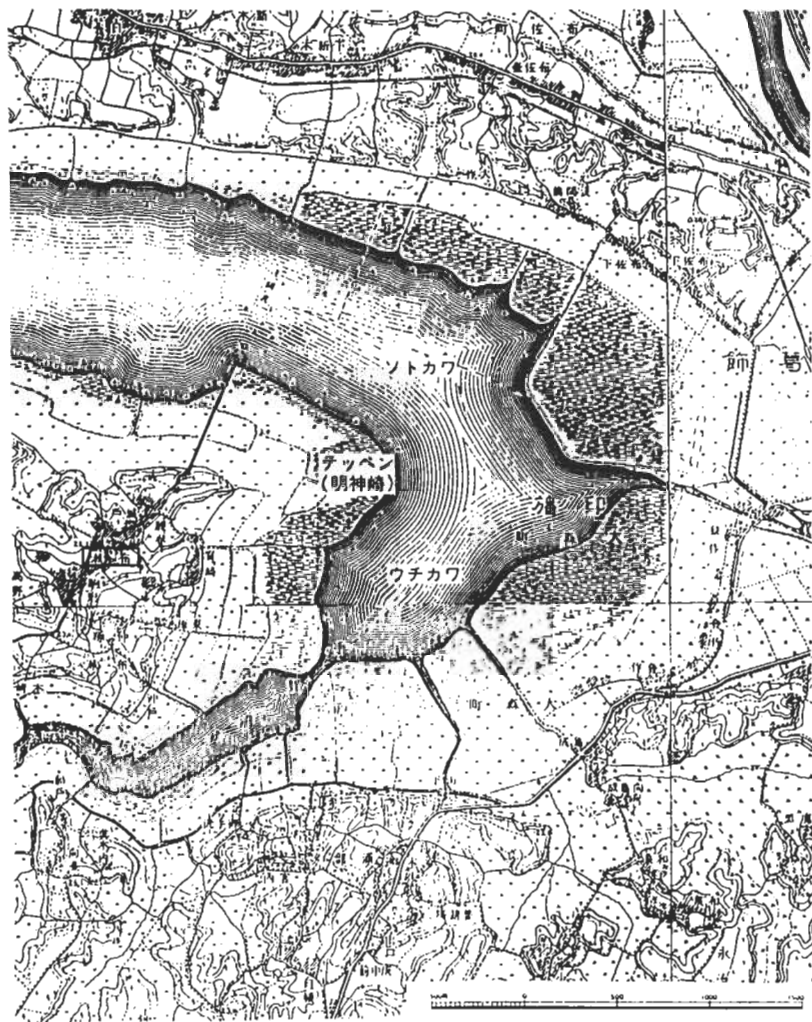


図2 昭和初期の布瀬と手賀沼



図1 昭和60年の布瀬と手賀沼

次第に沖積地が発達することにより成立したものである。近世以降の干拓により徐々に水面は減少し、大正一二年には「周田八里、面積三千二十四町歩⁽²⁾」になっている。現在では、沼の東側（下沼という）はほとんど干拓されており、布瀬の南東に残された調整池の一部に、沼らしい景観を残しているにすぎない。

全体として四五パーセントが水田化されているが、現在では沼の西半分（上沼という）から流れ出た川が木下川となつて利根川に繋っている。上沼には柏市方面から大津川・大掘川などが流れこんでおり、これが水質汚染の大きな原因となっている。

現在の沼の最深部は一・九メートルで、湖底は沼南町側は砂質であり、かつては「ニラモ」が群生した。我孫子市側は「ドロバ」と呼ばれ、「チャッカラム」「ウキハモ」が多かつたという。

沼は、かつては清らかな水を湛え、多くの魚類、鳥類、あるいは植物を育む自然の豊庫であり、岸边に住む人々は沼との関わりの中で生活を維持してきた。彼らは沼の水によって稲を育て、水中の魚類、飛来する鳥類を捕獲し、岸に繁茂する水生植物などを利用・加工していた。単一の生業が営まれてきたのではなく、農耕、漁撈、狩猟（鳥獣）、採集を複合的に展開し、生活の糧を多方面に求めていたのである。

沼南町は千葉県の西北部に位置し、西南へ都心と約二八キロメートルの距離にある。町域はコの字形をした手賀沼の南側にあり、西から北を回って手賀沼へ落ちる大津川と、南西から町の南を経て東の手賀沼へ落ちる金山落に囲まれた、菱形に近い標高二五〜三〇メートルの関東ローム層台地である。

かつては「陸の孤島」ともいえる土地であつたが、道路網の整備により、町の産業の中心である蔬菜園芸が刺激されて活発化し、工業団地、大型住宅団地の造成が近年とみに盛んになってきた。こういった状況下、環境破壊、農村崩壊などの問題が取沙汰されている。

明治二年の町村制当時の沼南町域人口は六三三〇人であり、さらに昭和三〇年の町村合併時においても、その人口は一〇〇〇人にすぎなかつた。しかし、その後の都市化の進展にともない、今日では人口は三九〇〇〇人に膨れ上がっている。また、昭和三五年当時では、第一次産業に従事するものは一五歳以上の就業者中六五・一パーセント

をも占めていたのに対し、昭和六〇年には一二・五パーセントへと激減している。このような社会、経済上の変化、さらにそれにともなつた環境の変化は、沼南町において古くから営まれてきた人々の生活を確実に変貌せしめている。布瀬はこのような沼南町の最東端に位置する。ちょうど手賀沼に岬状に突き出した舌状台地の先端部で、かつてはその北、東、南の三方が沼と接していたが、現在ではその北、東のほとんどが水田化されている。

昭和六三年一月一日現在、世帯数一七四、人口七六三人、専業農家戸数二五戸で、そして平均耕作面積は田一六一アール、畑三三アールであり、台地周辺にかなりの面積の水田耕作地を有している。平均耕作面積は布瀬に隣接する片山地区の田六八アール、畑三四アール、手賀地区の田九八アール、畑二九アールと比較した時、田の面積において大きな差があり、これは明らかに手賀沼の干拓の成果とされよう。

ムラの北東の岬の先端、海拔一〇メートルの台地上には、経津主命、饒速日命を祀る香取鳥見神社があり、これは旧村の村社でもあつた。

その他の寺社としては飯網神社、真言宗豊山派の宝寿院、福蔵院がある。⁽³⁾ 布瀬の一見して純農村的景観は、訪れる者をして、農業主体の生業形態を予想せしめる。しかし、干拓前の布瀬の景観や生業形態は、現在のものとは大きく異つており、単に「農業」を行う「農村」とは言いきれないムラであつた。このムラを訪れた河岡武春は、その景観について次のような深い洞察を行っている。

「漁民の水鳥猟」なる小文を書いてから、思いきつて布瀬を訪れることにした。成田線のかつては利根川舟運はなやかなりしころの著名な河岸であつた木下・布佐両駅につづく新木駅に下車。台地を下りると、そこは一望の水田で、早稲はすでに穂を出していたが、広い水田は干拓がまだ新しく、熟田のように見えなかつた。浅間橋を渡り、前方に見えていた森が近づくと、沼の残存の水路があり、マコモが茂つて、岸に沿つて建網がかけられていた。

布瀬部落の取つきまで来ても、集落は見えず、台地上ると、広い起伏のそここは新築の家々にまじつて草葺の農家が残っていた。台地上がたつてすぐ左に折れると、香取鳥見神社があつた。参道を通つて鳥居をくぐると、

A、台地上
 台地上は水利施設が整備されていなかったために、主として天水に頼った畑作地（ダイバタケ）が広がっていた。そこでは麦などの商品作物を冬期に、そしてサツマイモ、サトイモ、大豆などの自給作物を夏期に栽培していた。また、わずかではあるが主に薪炭用林として赤松、杉などが

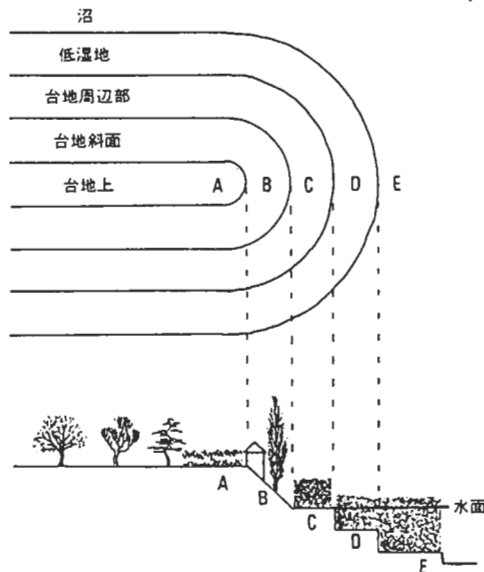


図3 昭和初期の布瀬の空間構成モデル

布瀬の昭和初期における空間構成と、そこでの複合的な生計活動の展開を概括的にとらえると以下のようになる。

沼の漁撈に関しては、水産物を供給する商業的役割が近世より流通経済の中で発展してきたといえる。魚類に限らず沼からの他の産物、例えば鳥類（鴨など）も、その換金性において無視できぬものがあった。しかし、このような沼の産物の重要性も、人々と沼との関わりが薄れるとともに急速に低下してきた。その理由として、干拓による水面減少、沼の水質汚染などとともに日本全体の社会、経済構造の変化をも考慮しなければならぬ。戦後、地方だけではなく、日本という大きな単位で人々の生活は大きく変貌しているものであり、その脈絡の中で沼の価値が低下しているのである。

本稿では、人々と沼との関わりがまだ緊密であった頃、すなわち自然、社会状況の大きく変貌する以前の段階、明治末から昭和初期にかけての沼における営為を中心に考察するが、当時の人々は「農耕民」「漁民」「狩猟民」あるいは「採集民」などとカテゴライズされる存在ではなかった。単一の生業経営を行ってきたのではなく、農耕、漁撈、狩猟、採集を複合的に営み、生活の糧を多方面に求めていたのである。

布瀬の昭和初期における空間構成と、そこでの複合的な生計活動の展開を概括的にとらえると以下のようになる。

布瀬は、近世より江戸（東京）とのつながりの中でその生業を発展させてきた。布瀬の面する手賀沼からの産物は、常にこの大消費地との関連において理解されなければならない。例えば、近世の風物誌『利根川図志』によると、手賀沼の産物に「鰻鱺（夜漁す故にヨムナギといふ、江戸にても賞するとぞ）」とあり、また近代に入ると『千葉県東葛飾郡誌』に「淡水産ノ主ナルモノハ手賀沼ノ鰻ニシテ、古来「あを」ト称シ市上ノ名声高ク年々逐ウテ其需要増加スル現状」の旨述べられており、沼がかつて鰻の大きな供給地であったことが察せられる。

また、布瀬の鎮守、香取鳥見神社の再建費用に天保期、江戸の魚鳥問屋から多額の寄付を受けていることから、江戸との密接な繋りがあったことは明らかである。

一般に、内水面で行われる漁撈は主として自給的であることがその特徴としてあげられることが多いが、こと手賀

右手に黒田長礼博士の「手賀沼鴨猟場」の碑（昭和17・11）がある。社名からすると、香取神社の影響下にあり、古く下総国の検非違所職、千葉氏の相伝の所領であった昔もしのばれ、また鳥見の社名も宜なるかなと思われた。撰社には、金比羅様が祀られており、舟運にも携っていたことが想像された。

とにかく景観はまったく漁村ではなかった。ちょうど2年前に、印旛沼を訪れ、臼井田を拠点に、師戸から奥へ瀬戸、山田と歩いた印象がよみがえってきた。印旛村のほうが台地性はあったが、部落の中を細かに歩くと共通の家居の様子が見られた。台上はいまでもなく畑作で、谷を下りて水田があり、漁業もやるといって「漁村」のあり方を、印旛村の経験とあわせて今度は知ることができた。突飛な考えだが、これは縄文時代の好立地が現在まではつながらず、沼の干拓でかなりの水田をもち、文字通り農村となった姿を見たような気がした。現在の農村漁村の概念を置いて当てはめようとしなければ、内水面の漁村にはこうしたタイプがあるのである。

私は少し以前から、漁民あるいは農漁民といった、漁業をする農民の問題を考えようとしていた。この問題把握を深めていくには布瀬は格好の「漁村」であった。（傍点引用者）

生産されていた。

B、台地斜面

小規模で細分化された畑作地（シタバタケ）が広がり、蔬菜類を中心とした自給作物の栽培が行われていた。また、家屋のほとんどがここに集中し、集落を形成していた。そのまわりには、広葉樹で屋敷森が形成されていた。

C、台地周辺部

この部分はほとんどが水田となっており、稲が単一栽培されていた。現在の水田のように耕地整理が進んでおらず、形々々な大小のものが入りこんでいた。田に沼の水を上げるのは、沼の水面が水田より低いため困難で水不足に苦しんでいた。また、反対に一度大雨が降ると天井川化した利根川より逆流し、すぐに水田は冠水するといったような状況であった。

水田では夏期に小規模な漁撈が展開されており、主として自給用に供せられた。また、冬期においては、休耕地において鳥獣（カジッバリ）が非公式に展開されていた。

D、低湿地

非耕作地で、もっぱらマコモ、ガマ、ヨシヒシなどの水生の植物を採集していた。

この領域に布瀬唯一の共有地が存在し、そこを中心として冬期に鴨猟が行われていた。また、筍類を中心とした漁撈も展開されていた。

E、沼

各種大型の漁具を使用する漁撈が通年行われていた。また冬期にはポタナという鳥モチを使った鴨猟が行われてい

た。

沼は舟運に利用される重要な交通路でもあり、また水中の藻類、泥は水田稲作用の肥料として盛んに利用された。先にも述べたように布瀬の人々は以上のAからEまでの五つの空間を生産の場として使用し、複合的な生計活動を営んでいた。次章では、生計活動の複合性を明らかにするために、それぞれの活動の季節的変移、そして各活動における空間の利用を具体的に見てみたい。

三、生計活動の複合的展開

1 稲作の展開

布瀬において、稲作は台地周辺、沼沿いの低地、そして台地に複雑に入りこむ谷地で行われていた。水田はタンポと呼ばれ大半が湿地で、農作業に困難をきたしていたことは頻繁に聞かれる。昭和初頭のタンポは、台地に沿って同心状に細切れの区画が連続しており、長い年月にわたる水田開発の跡を読みとれる。⁽⁸⁾

当時は、ムラ全体の大きさに比して、水田の耕作面積はけっして大きいものとは言えなかった。しかし、たび重なる干拓・圃場整備によって水田は現在では二倍位になっており、一枚一枚整形され、その大きさも格段に変化している。

布瀬の水田は、手賀沼という天然の貯水池に面しているにもかかわらず、その灌漑に沼の水を利用することはあまりなかった。たいていはフンヤキと呼ばれる自噴式の掘り抜き井戸を用いていた。そのため、水利の組合は用水面について組織されなかったという。

むしろ用水よりも排水に注意がはらわれたことは、このムラの土地柄を示している興味深い。稲作の諸作業について、順をおって見ると以下のようになる。

まず最初に行われるのは種籾の選別と発芽である。三月上旬、蔵に保管していた種籾を出し、塩水につけて選別する。選別が終わると、種籾の発芽を促すためにタネヒヤシといって水につける。タネヒヤシを行う池をタナヤとい

て温度が一定のフンスキの水を入れていた。彼岸の中日には、タナヤを共同利用する人達でタネハライという行事をやっていた。お神酒をタナヤに少し注ぎこみ、その後宴会をするという簡単なものであった。

苗代は、種籾の準備と並行して作られる。苗代田のことをナーマともナーシロともいう。台地周辺部の水まわりの良い所にナーマは立地し、毎年、同じ所に設けられるのが普通だった。

耕起はカピツタウネエ（前年一〇月頃）、ナカウネエ（三月中旬頃）、マトネエ（ナカウネエの五日後）、ニバンマトネエ（更に五日後）、サンバンマネエ（種蒔き直前）の五回行われた。田の水を保持するためにクロツケも行われ、水もれ防止に気を配った。

ナーマが完成すると種蒔きになる。水をきった種をすぐに蒔くのをキダネで蒔くといい、保温してより発芽を促すから蒔くのをモヤシマキという。ナーシロへ種蒔きした翌日、水の出入口であるミノテにニワトコの枝をさし、ヤツコメ（種籾の余りをホーロクでいったもの）をその周りに蒔いた。ムラ中の種蒔きが終わると、区長からフレが出てムラの全体で二日程休みをとる。これをタネマキシ、ヨウガツという。

苗代田のナーマという呼称に対し、本田はミタと呼ばれていた。布瀬のミタの多くは湿田であったが、湿田に対する特別な呼称は存在しない。これは湿田と対置される乾田が当時はほとんどなく、呼びかける必要がほとんどなかったためと思われる。ミタはかなりのぬかるみで、そのまま入ると腰まで沈んでしまった。それ故、ミタの中に丸太を組んで足場を入れたり、膝をつけて潜らないようにしたという。田のあるところはかつて水面下であつたらしく、少し掘り起こすと一面泥炭状のマコモの堆積物があらわれるらしい。

ミタもナーシロでの作業と同様に、前年度中にマンノウによる稲株起こしがなされた。これをカピツタウネエ（一〇月）といい、続いてウネエカエシ（三月中旬）、マトネエ（田植え直前）となる。マトネエの時には施肥するが、肥料としてモク（沼の藻）、マメカス、ホシカなどを用いていた。

田植え直前に各家から一人ずつ出て、ムラ全体で害虫駆除を行った。この虫とりも、タネマキシヨウガツ同様、区長からフレがムラ中にまわっていたが、まれにこれ以前に田植えをやり始める人がいて、きつく咎めることがあつた

ともいう。

田植えの前日にはソウリという休み日（午後のみ）がムラで決められ、人々は必ずこれに従った。

田植えは早い者は五月二〇頃から開始していた。およそ二週間は少なくとも必要であった。田植えはナーマから苗をとり、それを天秤でミタへと運ぶ。ナエトリは女性、そしてそれを運ぶのは男性の仕事であった。植え手にエー（コイ）を頼み、お互いエーをする。エーをする関係は通常、ムラの家ではなく、ムラ外の親類に求めることが多かった。というのも、同じムラ内であれば、自ずと田植え時期が重なり、他家のことには手がまわらなくなるからである。

田植えが終了するとサナブリといって、それぞれの家で祝いがなされた。サナブリにはサトウモチというアンを餅で包んだものがある。この餅をつく音を耳にすれば田植えの終了を察することができた。これはもちろん家単位で行われる行事であるが、ムラ全体の田植え終了後にはテヤスメというムラ全体の休み日があった。この休みは二日間、区長やムラの役員が相談して日取りを決めた。たいてい六月末にテヤスメは行われた。

田植えの後、草取りはタノクサ（田植え後二週間）、ニバンタノクサ（七月下旬）と最低二回は行った。人手の多い家では三回目もやる。ニバンタノクサの頃になると、次第につる暑さとともに、地面に根をはる雑草を抜く作業は労苦の極みであった。盆の頃にはヒエ抜き作業もまっていた。

害虫駆除は人の手で一匹ずつ取っていくしか術はなかった。またムシオクリで害虫除けの祈願がなされていた。区長からムシオクリの日は通告される。念仏を唱える人達が、鉦太鼓をたたき、香取鳥見神社から土手沿いに布瀬を一周する。およそ午前中で回りきり、参加者はヤドでもてなしを受ける。

盆をすぎると田から水をぬいで干し上げる。八月の末にもなると早稲の収穫が始まっていた。

ミタは干しても深いところではかなりぬかるむのでカンジキをはいて刈りとった。これは一年中冠水しているような所にも用いる。刈りとった稲はノロシという稲架にかけられ、三日程度乾燥させられる。干し上がった稲は家に運び脱穀、搗精された。

稲作のすべての作業が終了するのは一〇月中旬であった。

2 畑作の展開

畑作地は台地上、台地斜面に広がり、その土地の透水性の良さから水の確保に苦勞していた。天水に頼る細分化された不整形の畑では、集約的な畑作経営など望むべくもなかった。

すでに述べたように、布瀬の畑作地は台地上のダイバタケと、台地斜面のシタバタケに類別することができる。畑作物は当時、小麦以外にさしたる換金作物はなく、多くが自家消費中心の作物であった。

まず小麦であるが、これには自家用の大麦と、出荷用の小麦が栽培されていた。そして、大麦はシタバタケ、小麦はダイバタケとその耕作領域が明確に区別されていた。大麦と小麦の栽培の過程にそれほど差はないが、時期的に大麦が二週間程度先行する。

大麦は一〇月末から一一月にかけて種を蒔き、二回位の草取りの後、翌年の二月上旬から中旬に麦踏みを行った。麦踏み時には区長の呼びかけにより、ムラ全員が繰出で参加し、一斉に行っていた。

三月初頭に、根が腐れないようにマンノウでサクリを入れていた。「麦作りは根作り」ともいわれ、この作業は根を十分はらせるのにも役立つた。

四月頃、ニバンサクリを入れ、六月中旬に大麦は収穫である。小麦も大麦も、田植え終了後に刈り入れを行う。

出荷に大部分まわされる小麦も、その一部は自家用に利用され醤油などの材料とされていた。麦藁は堆肥にする他、スイカなど地面に実ができる作物の下に敷きつめていた。現在では畑作の中心が蔬菜へと移行したので、大麦、小麦の栽培はほとんど行われなくなった。

小麦作りが盛んな頃、それと並行して同じ畑に別の作物も栽培していた。

麦の刈り入れ前の畑に、その間をぬって大豆やサツマイモを植えられる。これをサクツケという。

サツマイモは五月末から六月初頭にかけて、麦の畝の間に植えつけられ、麦刈りが終わってもそのまま畑に残された。その後、ツルフタテといって、伸びたツルを地面からはがし、イモがつきすぎぬように工夫した。この作業を怠

ると一個のイモが大きくなる。サツマイモは、蔬菜栽培の隆盛となるまでは、かなり大量に作られていたらしい。

大豆は五月の下旬にサクツケし、二回程サクリを入れて草とりなどの手入れをし、八月中旬に収穫する。

以上のサツマイモ、大豆はダイバタケで栽培されるものである。

次に述べるシタバタケの作物は、そのほとんどが自家消費用である。まずサトイモだが、これは四月上旬に植えつける。サトイモの植えつけは、稲の種蒔きと同じ日にやっではならないという禁忌がある。サトイモは、少々の草とり以外、手間がほとんどかからなかった。

収穫は柿の熟す時期と同じで、一〇月の十五夜には欠かせない供物であった。

コマツナは正月に欠かせないものとして、どの家でも作る。一〇月末にシタバタケに種が蒔かれ、正月頃から二月いっぱい収穫された。これは雑煮に入れられる。味が良いので他の地方からも分けて欲しいと申しこまれたことがあったらしいが、出荷したことはなかったらしい。

大根は八月の末から九月にかけて種を蒔き、一一月に収穫する。

蔬菜栽培が盛んになる前、養蚕も行われていた。蚕は一年に二回育てられていた。餌の桑は、夏期はダイバタケ、寒い時は南向きのシタバタケのものが用いられていた。春蚕は三月に卵をつけ六月に

表1 農業暦

作物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
稲													C
小麦													A
サツマイモ													A
ダイズ													A
大麦													B
サトイモ													B
コマツナ													B
ダイコン													B
ニンジン													B
ハクサイ													B
※養蚕													AB

※便宜上畑作に含む

繭ができ、秋蚕は八月に卵をつけ十一月に繭をとっていた。とれた繭は大半が換金されていた。

3 漁撈の展開

手賀沼においては、明治三五年にまず手賀沼利根水産組合が発足し、昭和一八年手賀沼漁業会へ改編、昭和二〇年に手賀沼漁業組合、さらに昭和二四年に手賀沼漁業協同組合となり、その後分裂して現在に至っている。

昭和初頭において手賀沼の漁業を管理する組織、手賀沼利根水産組合の事務局は布瀬におかれており、このことから布瀬が手賀沼における漁業の運営に大きく寄与していたことが予想される。

販売用の主たる漁獲物としてはウナギ、コイ、フナ、モツゴなどの小雑魚、エビなどである。『利根川図志』によると手賀沼ではウナギ以外に「鮔小蝦（秋は麥園の培淤とし、冬は乾して貯ふ、ハツサカ網にてとる）」とある。

とれた魚は自家で消費するもの以外は、我孫子市のセイシュウ、ウタガワなどの魚問屋に主として納めていた。また、松戸、綾瀬あたりの仲買人や南千住の魚問屋に卸すこともあった。

特にウナギは、手賀沼産ということ、東京では評価が高かったといわれている。『東葛飾郡誌』には「淡水産ノ主ナルモノハ手賀沼ノ鰻ニシテ、古来「あを」ト称シ市上ノ名声高ク年々逐ウテ其需要増加スル現状」というくだけたあることは既に紹介したが、同様に『湖北村誌』にも手賀沼のウナギの地位について次にように述べてある。

手賀沼の鰻は火に焙るも決して縮小さざる特質を有し其の味の美なること他産の遠く及ぶところに非すと云ふ、されば東都に於て江戸前と称する最上品なり蓋水土の關係にや、故に当村の魚商は上総又は仙台辺より仕入れたる鰻魚を其儘東京市場へ出さず大抵七日若くは十日間位は策に入れし儘手賀沼の中流に浸し置くを常とす、左すれば仙台又は上総産の鰻と雖も自然に手賀沼産と同様の性質に変化し東京市場に於いて手賀沼産に混入し売買し得と云ふ、又以て手賀沼の鰻魚に適せるかを知るべし。⁽¹⁰⁾

『利根川図志』にもウナギは「江戸にても賞する」とあり、このように手賀沼産のウナギは江戸、あるいは東

京へと大量に供給されていたと考えられよう。

ウナギと並んで商品価値の高かった魚類として、モツゴ（クチボソともいう）があげられる。これはタナゴなどとともに雑魚として扱われるが、漁獲量が比較的安定していて、売り上げ高には無視できぬものがあった。モツゴは竹串に刺してすずめ焼きにされる。加工は専門の業者がとり行っていた。

川魚は生きていないと売れ行きが悪い。コイなど、死んだものを買う人はいなかった。また、ウナギですら、死んだものは良くて半額でとりひきされていた。

手賀沼の漁法は多種多様であるが、魚族減少にもなって漁法自体の種類も減少傾向にある。明治末から昭和初期にかけて行われていた漁法は以下のようなになる。

①グレ 魚類が遊泳中に無自覚に漁具の陥穽部へ誘導され、ついには漁獲されるという漁法で、その材質が竹の時にはスタテと呼ばれる。大規模な漁法で設置には費用と人手がかかった。グレは雑多な魚類を漁獲でき、一年中を通して漁獲があるが、夏場にウナギ以外の魚の商品価値が低下するのでこの期間は活動しない。沼の中で行われる。

②ヒキアミ ヒキアミはフナビキアミとも呼ばれ魚群を網で巻き囲んで、それを舟の舷側へ引き寄せる過程で袋状の網へ追いこみ、引き上げるといふ漁法である。この漁法も大型の網を用いるので、誰でもできるものではなかった。ヒキアミは雑魚がとれ、特にモツゴが多くとれた。漁期は一〇月初旬から四月中頃までである。沼底に障害物のないところで行う。同様の漁法でエビ（テナガエビ）だけを対象としたものにエビヒキアミがある。

③ミドリ 掩網系統の漁法で、ミドリという網で舟の上から沼中の魚をかぶせてとる漁。ミドリは円錐形の枠に円筒状の網をつけたものである。漁期は一月末から三月初旬である。ミドリの対象魚種はコイ、フナ、ナマズ、ライギョなどの大型の魚種である。沼の水の澄んだところで行われた。

④オシアミ オシアミは、漁具の構造、機能面でミドリと非常に似た漁法である。同じく掩網系統の漁法で網は円錐形である。ミドリより若干大型で、ミドリが目的物を発見して網を入れるのに対し、オシアミはあて推量で網を入れる。したがって水がにごっている時でもできる。オダ（後述する）などの漁獲具としても用いられた。一月下旬

から三月上旬にかけて、沼全体で行われた。対象魚もミドリに同じ。

⑤ オッカブセ ウゲオシとも呼ばれ、カゴの底をぬいたような漁具で、マコモのまだ成長していない浅場をねらう。魚が入ると上部の穴からとり出す。この漁も掩網系統の漁法であるが、網は用いない。春先の餌を求めて岸に寄るコイ、フナや産卵期の魚をとる。オッカブセを専業的にやる人はなく、この漁法は農業の片手間で魚をとる人達が多く行っていた。この漁法でとれた魚は傷つくことが多く商品価値が低い。また、漁獲高は家で消費してしまいうほどのわずかなものであった。

⑥ サシアミ 遊泳中の魚類を遮断するように網をしかけ、その網目からめ身動きできないようにして漁獲する方法。網を張る場所はアシやガマなどの繁茂しているところと水面の境付近である。コイ、フナなどの大型のものを対象とする。通年行うことができた。

⑦ ヒッカケ ヒッカケはエビガニ（ザリガニ）をその対象としている。柄の先にすくい網をつけて冬期の沼底を掻くと、潜んでいるエビガニが入る。これは釣漁の餌にしていた。

⑧ イッポンダテ ツクシと呼ばれる篠竹に釣糸をつけ、その先に針と餌をとりつけて水中にさしておくという、置針系統の漁法である。漁期は三月中旬から一月初旬で、ウナギの活動の活発な頃である。三月中旬のデウオギは餌に良く食いつく。岸の側、水草の中などにしかける。

⑨ ナガナワ いわゆる延縄漁のこと。フナ、ウナギ、ライギョを対象とする。漁期はイッポンダテとほぼ同じで、春先から晩秋にかけて行われる。沼の水藻の多いところにしかける。

⑩ ナマズツリ 夏場、三間位の竹竿を岸辺にしかけてナマズやライギョをとる漁法。イッポンダテ同様、置針系統の漁法だが、イッポンダテが沼中にさしておくのに対し、ナマズツリは岸辺に竿を立てる。

⑪ タル・ドウ・ズ 笠のことでタル、ドウ・ヅの三つの呼称を確認したが、三つの明確な差異はなく、同じものを三つの語を用いて呼んでいる（以下、タルで総称する）。タルは割竹で編まれた筒状の道具で、これに魚類を誘引し、内部に入った場合その構造的な特徴で外部への脱出を妨げるといえるものである。タルはその対象魚種、形状などから

ウナギダ、ドジョウダ、バカダなどに分けられるが、いずれも構造、機能的には大差ない。ウナギダはその名のとおり、ウナギを対象としている。これは四月末から一〇月頃まで行われ、沼の中や用水路にしかけられる。ドジョウダはウナギダより小型であるが、構造、製作過程には大差はない。しかし、両者が根本的に違うのはその設置場所で、ウナギダが沼底に設置されるのに対し、ドジョウダは田の中、田の水口（ミノデ）にしかけられる。そして、魚類誘引の方法も異っており、ウナギダがミミズなどの餌で魚類を誘引するのにに対し、ドジョウダは主として餌を入れず、ドジョウの移動路にしかけ、それを迷いこませる方法をとる。この設置のやり方はノボリとクダリの二通りある。ノボリは田へと下から遡ってくるものをねらう。田植えがすんで農作業が一段落つくと、雨の降りそうな日をねらってミノデに田の外に向けてタルをしかける。雨が降ると水量が増し、ドジョウが田へと遡ってくるわけで、この漁の中心は梅雨期である。クダリは田から沼へと下っていくドジョウをねらうもので、田の排水時、盆すぎから秋口にかけて行う。クダリの場合、タルをミノデに田の内側に向けて設置する。ノボリは田の取水時に水流と同じ方向に向けてしかける方法で、クダリは排水時に水流と逆方向にしかける方法である。田植え前の水の湛えられた田には餌を入れたドジョウウケをしかける時もある。これはミノデに関係なく田の内部に設置できるが田植えと同時に取除かねばならず、ノボリ、クダリに比してその漁獲は圧倒的に小さかった。ドジョウダは、普通は自分が所有している田で行われるが、ドジョウダのしかけてない他人の田にも自由に設置することができた。バカダは他のタルに比べて非常に大きく、作りは粗雑である。これも餌は用いず、田の水の汲みかえなどをやる時に用水路にしかけた。対象魚は特定されず、種々雑多な魚が入る。

⑫ ヨドブチ 五月から六月にかけて行う漁で、夜間、田へ上がってくる魚をカンテラで照らし、櫛状のヤスでたいてとる。ヤスのささる部分は縫い針でできている。対象はドジョウやフナなどの小魚である。この漁法も水田を利用して行われるが、やはり、田の所有には関係なく、自由にやることができた。

⑬ ウナギガマ 釣引系統の漁具で、冬期沼底に潜むウナギを刀状の鉤で掻きとる漁法である。舟から掻くカマと岸辺から掻きとるカマとがあり、後者はオカガマと呼ばれていた。オカガマの方が漁獲は少なかったが、手軽で簡単に

できるので片手間に漁をやる人が主として行っていた。

⑭ オダ これは沼中に松の木などを密に組んで、冬期にその中に潜蟄する魚類をとる漁法である。その魚礁的装置をオダと称するが、それ自体は構造、あるいは目的において単に魚類を集中させるに止まって、この装置のみでは漁獲することはできない。したがって、オシアミなどを併用する。オダは漁獲量が多いかわりに、それに必要な費用もかなり多額である。オダ用の木は一基つくるのに二、三反の山林から伐採される。そして、七、八人で一週間ほどかけて組み立てられた。オダの対象とする魚は特定なものはなく、入っているすべてのものをとっていたが、コイ、フナ、ウナギ、ナマズなど商品価値の高い魚が多く入った。

4 狩猟の展開

布瀬において、冬の農閑期には鴨を中心とする鳥猟が行われていた。これは沿岸の人々に仕事と現金収入をもたらした重要な生業であった。

現在、布瀬の地先一帯は干拓化され、一面に水田が広がっているが、かつてはアシ、マコモの繁茂する沼沢地で、多くの鳥類を育てていた。

布瀬の面する手賀沼の東部（下沼）では、これに沿う浦辺、亀成など一二の集落で鴨猟は行われていた。この一二の集落で手賀沼鳥猟組合を組織し、昭和一七年の組合解散まで布瀬を中心に鴨猟が営まれていた。この一二年を経て、鴨は歳暮用としての需要が高く、手賀沼近辺ばかりでなく、東京へも出荷し、高級な贈答品として一般庶民にも定着していったことは、手賀沼とともに生きた人々の生活を考える上で重要である。

大正期に刊行されたこの地方の地誌『千葉東葛飾郡誌』¹¹⁾では、手賀沼における鴨猟の来歴（以後「来歴」と略す）が詳しく述べられ、また、昭和六年、農林省が行った「共同狩猟地ノ沿革慣行其他調査」¹²⁾（以後「沿革」と略す）にも鴨猟の成立過程が克明に記されている。両者がいかなる史料を用いて作成されたか不明であり、近世以前の記述部分は特に史料の根拠に欠ける。猟場の起源を建武年間（一四世紀）に求める点や、鴨の献上を豊臣秀吉、徳川家康などの歴史的有名人に行っていたとする点などは、史料的な裏付けがあつてしかなるべきであるが、いずれにせよこれらの「来歴」「沿革」が一種の「権威づけ」であり、生業に関する特権、独占権、既得権を裏付けるものであったと考えられよう。その内容は伝承的にこの鴨猟の慣行を支えてきた。

ここに鴨猟の権利が重要な権益であり、そしてその利益に浴する人々は一つの組織のもとに権利を保證され、その活動を安堵されていた。鴨猟の組織化がどの時期になされたかは不明であるが、『利根川図志』には次のようなくだりがあり、近世末には既に沿岸村において猟の組織が存在したことがわかる。

……鳥を捕るは張切網を以てす。こは九月下旬より二月上旬の間、沼畔三十六村の人々（この内十一村を下沼組といふ、鳥多き処なり）五日目を当日と定め、晴夜を待ち（雨日は次におくる）、布瀬村の告を待つて発す。網二十段を一人前の業とす（網一段広さ十九尋、高さ二尋なり）。各その信地あり。岸より潭に向ひ次第に竹を植て、網を張るに十段、これを二重にす。この網を張る事全岸を闊がすを以て、鳥皆沼中に集まる。この時布瀬村の人竊繩を水中に流す。これに再驚きて沼畔に飛行きて沼周の衆網に嬰るを、潜まり居て捕るなり。この二つは相須つて業なるを以て、共にその約を爽ふ事なし¹³⁾

表2 漁業暦

形式	漁法名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
罾	グレ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
	ヒキアミ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
網	ミドリ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
	オシアミ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
	オッカブセ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	D
	サシアミ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	DE
	ヒッカケ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
	イッポンダテ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
釣	ナガナフ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
	ナマズツリ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	D
	ウナギダゲ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	DE
釜	ドジョウダゲ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	C
	ヨドブチ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	C
刺突	ウナギカマ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E
	オダ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	E

※鳥猟の期間中には出猟日の翌日のみ漁が可能

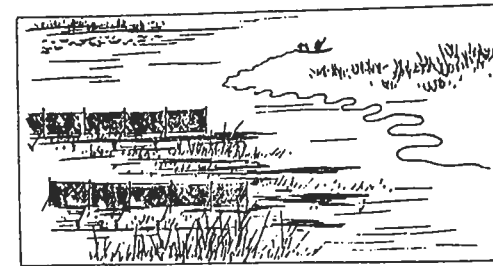
これらの規制期間はトメカワと呼ばれ、猟期前の一〇月中旬から開始される。そして、猟場を監視するためカワバ
 限シ又通船ハ狩猟の翌日一日ノミニ制限シ其ノ權威ヲ振ヘリ依リテ現在ニ於テモ沿岸住民ハ鳥獣期間中船ノ通航ヲ止
 ヲ又漁業組合ト連絡ヲ採リ鳥獣期間中ハ魚ノ採集及採藻ヲ行ハス¹⁵といった具合に鳥獣期間中の他の生業に対する
 規制は徹底したものであった。燈火管制を行った時もあったらしく、また鳥獣関係者以外の岸近くへの立入りも禁じ
 られた。

鴨猟の猟期は一月の初旬から翌年二月いっぱい約四ヶ月間であった。その期間中は、沿岸に居住する人々の沼
 に対する意識は非常に高まり、過敏な程に沼への規制が強化される。

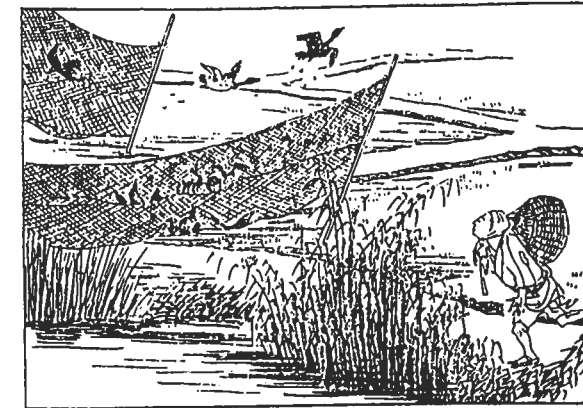
「沿革」によると「沿岸住民ノ大部ハ鳥獣ニ従事セル關係上鳥獣期間中採藻並捕魚ヲ禁スルハ勿論船ノ通路ヲモ制
 限シ又通船ハ狩猟の翌日一日ノミニ制限シ其ノ權威ヲ振ヘリ依リテ現在ニ於テモ沿岸住民ハ鳥獣期間中船ノ通航ヲ止
 ヲ又漁業組合ト連絡ヲ採リ鳥獣期間中ハ魚ノ採集及採藻ヲ行ハス¹⁵といった具合に鳥獣期間中の他の生業に対する
 規制は徹底したものであった。燈火管制を行った時もあったらしく、また鳥獣関係者以外の岸近くへの立入りも禁じ
 られた。

鴨猟の猟期は一月の初旬から翌年二月いっぱい約四ヶ月間であった。その期間中は、沿岸に居住する人々の沼
 に対する意識は非常に高まり、過敏な程に沼への規制が強化される。

鴨猟の猟期は一月の初旬から翌年二月いっぱい約四ヶ月間であった。その期間中は、沿岸に居住する人々の沼
 に対する意識は非常に高まり、過敏な程に沼への規制が強化される。



①ポタナとハリキリアミ



②ハリキリアミ



③ポタ流し

図4 手賀沼の鴨猟
 (農商務省農務局編『狩猟図説』明治25年より)

ンという役をつくり、猟期中見まわった。

布瀬では、花火を打ち上げることが禁忌となっているが、この伝承も沼への規制と結びつけて解釈されている。様々な禁止、制約が非鴨猟従事者にまでおよび、ムラ全体の規制となっていたことから、鴨猟が非常に社会的でありムラを支える生業であったことが理解できよう。

猟期が終了するとカワアキといって、一切の規制が解除される。これによって沼周辺の生計活動が再開される。また、銃を使った鴨猟も、カワアキとともにスタートしていた。

猟期中、毎日出猟するわけではなく、基本的に満月近くの数日間を除いて、五日に一日行われた。出猟日の翌日は一日だけトメカワが弱まる。

布瀬の香取鳥見神社の下の半島部分を明神崎、またはテッペンといい、それより北をソトカワ、南をウチカワと呼んでいた。現在、干拓され水田となっている明神崎は、かつてはマコモなど水草のおい茂る低湿地であった。この部分を使ってハリキリアミの猟場（ハリバという）が広がっていた。この低湿地の多くは、布瀬の共有地で鳥猟組合が布瀬区より借り上げる形をとっていた。例えば昭和七年には、「真孤生地」「原野」を借入するのに、計一二円六六錢借地料がかかっており、これを地料賦課金として一二戸で負担し、幹事長がとりまとめて区に納入していた。

ボタナはハリキリアミのハリバより沖側の沼の水面を用いて行われるがこれは官有水面で関係町村の役場の同意を得て、県知事の許可を得らなければならなかった。

鳥猟組合以外の猟として、当時、カジッパリと呼ばれるものも行われていた。猟法、猟具等はハリキリアミとほぼ同一であるが、それを使用する場所が沼や低湿地ではなく、陸部の冬場干し上がった水田を用いる点において異っている。

カジッパリはいわゆる密猟であり、警察などに見つけられると、当然処罰の対象となっていた。しかし、沼中が鳥猟組合の規制でトメカワとなり、その利用が鴨猟期間中に著しく制限を受け、社会的な行為として人々に認識されているのに対し、カジッパリにはトメカワの制限がおよばない。むしろムラの人々は見えて見ぬふり、あるいは容認している。

いたふしもある。沼岸に近づくことすらできない社会的規約も、沼から離れた空間においては効力を持たず、そこにおける活動には社会的に無関心であったことは、相対的な空間の社会的意味を示すものであろう。

カジッパリは鳥猟組合に加入していない人や、あるいは親が組合員で猟を行って、その方法を見知っている子供がやるが多かった。冬場になると、子供達は親の使い古したハリキリアミをこっそり家から持ち出し、田に張る。場所は早い者勝ちで、例え大人であっても子供が先に網を張っている場所には入ってはならないというのが不文律であった。子供達は網を張っているもの同志で小屋を作って集まり、一種、大人の擬似行為を楽しんだ。とれた鴨は大人達の会所で堂々と販売して、菓子などを買う金にしたらしい。密猟で非合法的な鳥猟であるとはいえ、ある程度ムラの中で制度化、組織化されたものであったといえよう。

5 採集の展開

布瀬では、沼に生い茂っている藻のことをモクという。モクはマメカス、ホンカなどとともに肥料として利用された。モクトリは田植の前に堆肥不足の田へ追肥するため早生モクをとることもあったが、中心は七月八月の盛夏であった。モクトリバンという二メートル位の二本の篠竹を中間でしばり×状にした道具や、マンガンという鉄製の鎌で行った。モクトリバンは、水中のモクをこれではさみ、巻きとって舟にあげる。マンガンは生い茂るモクを沼泥といっしょに根こそぎにとるのでドロモクトリとも呼ばれる。

風の強い日は転覆の危険があるため沼に出ないが、天気が良いと人々は沼のあちこちでモクトリを競いあった。モクにはガシャモク、ニラモク、ササモク、タヌキモ、エビモクなどがあったが、そのうちガシャモクを主としてとった。とったモクは乾燥して納屋にしまい、

表3 狩猟暦

形式	猟法名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
網	ハリキリアミ													D
	カジッパリ													C
罾	ボタナ													E
銃	ジュウリョウ													DE

前章では、布瀬で展開されている複合的な活動の時間的、空間的な様相を知るために、具体的な利用の形態について詳述した。本章では、それと第二章で提示した布瀬の地形的な空間構造とを対照することにより、それぞれの空間がどのような社会的意味を持っていたのか、また、複合的生業の社会的な位相がいかなるものかということについて考えてみたい。

そのために筆者は、1 生計活動の行われる空間の所有、2 生計活動の行われる空間の使用、3 各空間の生計活動に対する社会的規制という三つの観点から考察する。

四、「水辺」の空間の社会的意味

沼、あるいは低湿な土地からの植物性の産物は、陸地の産物に比べ決して経済的価値の高いものとは言いが切れない。しかし、それらの用途は多様で、なおかつ栽培という人為的な手間をかけずにすみ積極的に利用できるわけで、その資源の重要性にははかり知れないものがある。

サッパ舟一隻分を一杯として、一日に一三〜一四杯取ることができた。ドロコギは誰でも自由な場所で行って良かったらしいが、鴨猟の行われる冬期にはトメカワで沼内の活動が制限されているのでこの時期だけはさけた。沼から少し内陸的な部位に繁茂する植物も、人々に活発に利用されていた。例えばヨシは簧に編まれたり、建築材などとして用いられた。また、マコモやガマは籠作りの材料として用いられ、ガマはムシロの材料としても利用された。そして、ヒシやジュンサイのように食卓に供されるものもあった。

んでおり肥料に良いとされるため、たいていの家ではこれを行った。また、低湿な水田の土盛や原野の開田用としてもこの土は使われ、絶えず洪水に悩まされていた布瀬では重要な作業として位置づけられていたのである。毎年のように冠水する水田を、より良田へと変えようとする意欲と、少しでも水田の面積を拡大しようという人々の意欲をここに読みとることができる。

翌春の肥料にする。泥のついたモクはコニダで運び田のふちに積んでおく。沼から採集するものに、タマツケという食用のカラス貝などもある。これは竹をタマツケの口につきさしてとる。その他、沼底の土自体も重要な採取物であった。ジョレンで沼底の土をとることをドロコギという。この作業は非常に重労働であるが、泥中の有機質が栄養分に富

表4 採集層

採集物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
モク、ジュンサイなどの沈水植物					■	■	■	■	■	■	■	■	E
マコモ、ヨシ、ガマなどの抽水植物													D
ヒシなどの浮葉植物													E
タマツケなどの貝類													E
ドロコギ													E

※ドロコギは鳥猟のため冬場は制限される



図5 モクトリ (『利根川図志』より)

1 生計活動の行われる空間の所有

まず、最初に生計活動の行われる場―生産の場―がどのように利用されていたかを、共同と個人という点に注意して見てみよう。なお、本章で使用されるA、B、C、D、Eという記号は、第二章で示した空間構成モデル(図3)の五つの類型に対応する。

第一に、Aという台地上の空間であるが、林野と畑作地が立地していた。

林野には主として薪炭材として赤松、建築材として杉が植えられている。林野地は個人で所有されており、共有林といった大きなムラ単位での所有は見うけられない。畑作地はかなり細分化されており不整形で、これもまた個人所有である。各個人毎の畑の境にはウツギが植えられ、明確な区画化が図られている。

次にBの台地斜面には、家並みの大部分と、畑作地が立地していた。これもその所有は、すべて個人に属しており、寺社有地、墓地、以外に共有地はまったく見いだせない。

Cの台地周辺部には水田が広がっていた。ここでは、ミタ、ナーマなどの主耕作地がすべて個人の所有であった。しかし、水田に付随する、タネビヤンの作業に用いられるタナヤは、数人の共同名義になっている場合もあった。この空間の大部分は、個人という小単位に占有されているが、完全には個人に帰属するものではないということができよう。

Dの低湿地であるが、ここには布瀬唯一の共有地が存在し、生計活動で利用されていた。

この共有地は、字ウチカワというところであり、山崎林助以下一―三名の名義で、共同登記されている。その面積は三七町歩で、現在では干拓され水田化されているが、かつてはマコモ、ヨシ、ガマなどの水生植物の生い茂る低湿な原野であった。干拓が行われる際には、この土地をその名義人で分配しようという動きがあった。しかし、登記後時間が経ってしまつて、名義人やその子孫で布瀬を離れて行方がわからなくなつてしまつたものもあり、一―三名全員の名義変更の手續きが不可能であつたため、現在でもこの土地は共有地として存続している。明治二四年の戸数一〇〇戸であつたことからして、この土地の現在の共同登記はそれ以後のことと考えられるが、以前から共有地的な利

用、所有をされた土地であつたことは推測するに難くない。このDの空間にはこのような共有地以外にも、マコモ採集するための個人所有の原野がわずかながら存在した。

最後にEの空間であるが、これは官有水面であり、その所有はムラという大きな枠組みすら超えたものである。当然、個人が占有することはできなかった。

2 生計活動の行われる空間の使用

空間の所有者が自分自身でその空間を使用し、生産を行いそこから収益をあげるといのが、空間利用の基本型であることはまちがいないだろう。しかし、それ以外に、空間所有者と使用者が異なつていゝ場合が比較的に多いことは、小作制度など土地の貸借が存在したことからも明らかである。

Aの空間では、畑作地などで土地の貸借はほとんどなかつたらしく、その所有者が同じく使用者であつたといえる。林野地には、それを所有しない者が山仕事の手伝いをする事によつて、落枝ひろいなどのかたちで薪炭材を手に入れることもあつた。

Bの空間もAの空間同様、その使用者と所有者が一致していた。

一方、Cの水田地帯には、小作による土地の貸借関係がある程度みられた。これは家と家の一対一の関係であるが、稲作という生計活動において、土地の所有者とその使用者に違いがある点を指摘できる。また、タナヤについては、単一個人の所有であつても、所有者以外の複数の利用が慣習的に認められている場合が多く、所有者と使用者は必ずしも一致しない。

そして、ここでさらに重要なことは、水田の広がるCの空間が稲作ではなく、漁撈や狩猟(鳥獣)に利用される場合、その使用に土地の所有が何ら掣肘を加えないという点である。

稲作が行われている時期、取水期、排水期にかけて、ドジョウウケやヨドブチという方法でドジョウを中心とした雑魚が捕獲されていたが、これを行うのに自分が所有する水田以外の他人の水田をも利用してかまわないという不文

律があったことは先にも述べた。このことは、土地の所有者と使用者が必ずしも一致しないということを明示している。

また、農閑期にはあるが、カジッバリといって子供や非組合員が鴨の密猟を行う際、この休耕田を用いたことは注目される。この行為は密猟ということで法的には禁止されており、いわゆる「陰の生計活動」ともいえるものであるが、ムラ内部においてはこれに少しも制限を加えることはなかった。むしろ、ムラ内の制度として容認、あるいは許可されたふしもある。

いずれにせよ、稲作ではある程度所有者と使用者が一致していたのにもかかわらず、漁撈（ドジョウウケ、ヨドブチなど）、鳥猟（カジッバリ）という活動の展開には、土地の明確な所有権は何の意味も持っていなかったといえる。次にDの空間であるが、ここに存在する共有地では採集などは、ムラ内すべての家々に解放されていた。それ故、この地の保安全管理もムラ全体で共同して行っていた。共有地は、一―三戸の名義であるが、これ以外にもムラ並みに加入している家には採集などの採集活動を行う権利があったのである。したがってここでも、所有が使用に制限を加えることがなかったといえる。

また、この低湿な空間ではハリキリアミという鴨猟が展開されたが、これは鳥猟組合に加入している者でなければ行えず、たとえ共有地の名義人の一人であったとしても、鳥猟組合に加入して株を持っていなければ鴨をとることはできなかった。やはり、鳥猟活動においても、その展開される場の所有と使用の連関性は希薄なのである。

最後のEの空間は、官有水面だったために、所有者と使用者の関係を簡単に論ずるわけにはいかないが、この公共の水面がすべての人に開かれた空間としてあったのではない。例えばオダやヒキアミなどの大規模な漁撈活動を行う場合、水産組合に加入せねばならず、また、ボタナの鴨猟に関しても鳥猟組合に加入する者だけが行うことができた。ただし、採集や採土（ドロコギ）などの活動は自由に行われていた。

3 各空間の生計活動に対する社会的規制

それぞれの空間で展開される生計活動に、ムラの規制がどのようにかわってくるかということを見ることは、空間の社会的意味を探る上で重要である。

まず、Aの空間では社会的に強制、あるいは制限されている事柄はない。ただし、冬期の麦踏みの際、ムラの共同作業として、区長のフレにより集団の共同作業をとり行うこともあった。しかし、これは定期的なものではなく、冬の北風が例年以上に強く吹きすさび、麦が風で飛散する状況が予想された時のみ行われるものである。総じて、この空間で展開される活動は個人的であり、ムラの規制が働くことはほとんどないといえる。

Bの空間の利用についても同様で、そこでの活動はあくまで個人的で、ムラの規制を受けることは少なかった。住居の大半はこの台地斜面に立地しているが、耕作地から住宅地への転換もかつては容易だったらしく、分家制限などでそれを妨げるものはなかった。

Cの空間では、稲作の過程においてムラの規制が働くこともある。それは休み日や共同労働である。休み日は、種まき終了後のタネマキシヨウガツ、田植え直前のソウリ、田植え後のテヤスメである。三者ともムラの役員によって日程が決められ、区長の裁量によりフレが出て、ムラ人は一斉に休みをとらなければならなかった。

これに違背することはムラの規範を破ることであった。また、田植え直前の共同労働虫とりも区長、及び役員にその日取りを決める権限があった。虫とりは、各戸一人ずつの参加者が要求されており、この作業の終了前の田植えが厳禁されていたことにも述べた。稲作においては、田植えの作業を中心に社会的な紐帯、規制が見られるのである。では、同じ空間で行われる鴨猟（カジッバリ）や漁撈（ドジョウウケ、ヨドブチなど）の活動についてはどうだろうか。

まずカジッバリであるが、これは子供や非組合員など、鳥猟組合という組織から逸脱した存在によって行われている。いわゆる密猟で、ムラ内で黙認されていたことは先にも指摘したが、これに対する共同体の禁止や制限といったものはなかった。この猟法で捕獲した鴨も、鳥猟組合の会所で自由に売買することができた上に、入猟料なども課さ

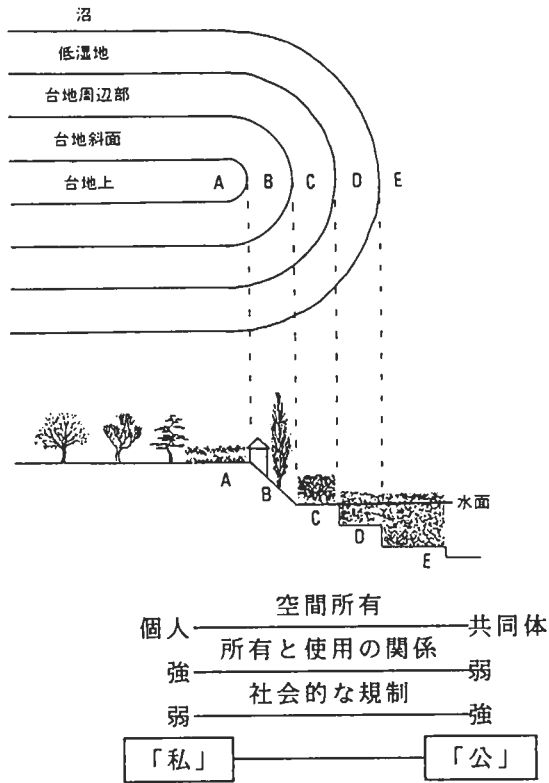


図6 昭和初期の布瀬における空間の社会的意味

トメカワの期間中は①沼上舟航の制限、②漁撈の禁止、③採集の禁止、④沼岸へ関係者以外立入り禁止、⑤燈火管制、⑥鳥猟者の猟場での喫煙の禁止など様々な規制が敷かれる。そして、これらの規制を徹底させるために、カワバシという猟場の監視人を置き、違反者を取締った。

これらは非鳥猟従事者までおよぶムラ全体の規制であるが、これ以外に、猟従事者はさらにその活動を展開する中で様々な規制を受けた。例えば、出猟、終猟の日程、時間は、すべて組合の幹事長の裁量に任されており、その指示は絶対であった。また、猟場保全、鴨の誘引などの作業の義務も組合員は負っていた。

れることはなかった。

ドジョウウケやヨドブチは、その行使者の水産組合への加入が別に問われるのではなく、子供も盛んに行っていた。これでとれた魚類はほとんど自家消費用だったという。

以上のように、Cの空間において稲作には社会的な規制、制限があらわれてくるのに対し、漁撈、狩猟に関してはほとんどあらわれてこない。しかし、視点を変えて稲作の側から見ると、この漁撈や狩猟を制限できない状況、つまり、自分の土地に他人が自由に入りし利用することができ、他人の土地に自由に入りし利用できる状況とは、あくまでムラの枠組の中で無規制であり、Cの空間での活動の自由がムラの制度として保証されていたとも考えられよう。結局のところ、Cにおける鳥猟や漁撈は、その活動の本質において一時的にその空間を占有するけれども、その空間の所有の論理には決して縛られていないのである。

D、Eの空間では採集や漁撈の活動において通常は社会的規制がおよんでいない。しかし、鴨猟の展開される季節になると、一転して社会的な規制、制限が強化された。この規制がトメカワと呼ばれ厳密に守られていたことは既に述べたが、その規制は「規約」として以下のように明文化されていた。

•••

第三條 猟区内農務事業ハ地主ノ随意タル事尤モ鳥猟ノ妨ケ無之様可慎事

第四條 猟区之内猟業中地所昇級ノ為メ泥積ミ併土持等ノ業為サントスル時初川（初猟のこと…引用者注）前留川ヨリノ日数中頃日迄定規ト心意ヘシ尤モ猟業等之妨ケ無之様可慎事

第五條 猟業中張物及ヒ水内笹引ノ内捕魚採藻等ノ業ヲ禁ス

第六條 所有地ノ原野ニ於テ従前ノ備ヒ簀巻於テ採魚ヲ為サントスル時ハ鳥猟出川翌日カ或ハ満月前三日ヲ期日トシテ捕魚為スヘシ尤モ鳥猟妨ケ不相成様可慎事

Cの空間で行われる鴨猟が自由であったのに対して、D、Eの空間の鴨猟があまりにも規制的であったことは、D、Eという空間の社会的重要性を示していて興味深い。

4 陸側の空間と「水辺」の空間

以上、三つの観点より布瀬の空間利用と、その社会的意味について見てきたわけであるが、結論として次のように考えることができる。

まず、布瀬の空間はAからEへ移りゆくに従って、所有形態が個人から共同体へと変化する、すなわち、台地上から低湿な土地、沼の方へ向かって、所有形態がムラのな性格を帯びるようになることがわかった。

また、空間の所有権と使用権については、AからEに移るに従って、その同一性、関連性は希薄になる傾向があった。

そして、AからEに向かって、漸次禁止や制限などの社会的規制が強まる傾向があった。

これらを総合すると、A、B、C、D、Eという空間は、そこで営まれる生計活動の社会的意味において、順次「公共性」の度を強めていることが理解できよう。つまり、「水辺」の空間(D、E)は、この布瀬というムラで生計活動に利用される場合「公」の意味を有し、反対にそれと相対、立地する陸側の空間(A、B)は「私」の意味を有するのである。そして、陸側と「水辺」側の間隙の水田地帯(C)は、「公」と「私」の錯綜する境界空間として把握することが可能である。

稲作を行う時は「私」に属し、一方、漁撈、鳥猟が行われる時には「公」に属するという、この空間の中間的な性格は、水田の開発などによって陸側が「水辺」を浸食し、拡大する過程において形成されたのではないかと筆者は考える。それは元来「水辺」の空間であった所が、稲作の発展、浸透によって「私」され、しかし依然としてその空間が「水辺」と類似した湿性の空間を保ったということである。昭和初期の布瀬の水田は、一度大水に見まわれるとほとんど冠水し、潰滅することも稀ではなかった。現在の圃場整備の完了したその姿からは想像できぬものだった。

たらしい。水田の環境条件が「水辺」と大差ないという状況が、その空間を引き続き「公」としても意識させ続けた要因の一つになったのであろう。

布瀬の人々の生計活動の中では「水辺」の鳥猟の社会的位相が、他の生計活動に比して超越的であった。鳥猟の展開の前には、漁撈や採取など他の活動は制限されていた。稲作については、主たる活動時期が鳥猟とずれるため、明確にこれが抑えこまれるという状況は顕在化しないが、冬の休閑地の起耕、整備などは鳥猟の支障にならぬよう義務づけられていることから考えて、鳥猟の超越性は際立っているといえよう。この超越性は「公」としての活動の性格と言ってもよく、様々な制限以外に、鳥猟場(共有地)の借上げの費用がムラの財政に充てられていたり、鳥猟組合の幹事がムラの役員として選出されていた点もあわせて考えると、この「公」としての性格はより鮮明になる。

また、「水辺」で行われる鳥猟とは相対的に、ムラの規制の弱い鳥猟が「水辺」より内陸部の水田に展開されていた。これはムラのシステムとして、「水辺」の空間に入ることのできない人々(子供、来入者など)にも可能な限り鳥猟の機会を与えるという機能も持っていた。この活動は水田の土地所有には一切関係なく行われており、この時期この空間での活動において土地所有の論理は、否定とまでは言えないまでも劣位なものに押しめられている。つまり、布瀬の一年をホーリスティックに考えた場合、土地の論理―筆者は農耕活動を中心とする論理と考える―がすべてを支配していたのではなく、特定期間においてそれに優先する、あるいは超越する「水辺」の論理ともいえるものが存在したと考えられるのである。

この論理こそ「水辺」の文化の特徴と言えるものではなからうか。我々はその論理から、土地が絶対でない、土地にこだわらない、土地に縛られないという非農耕的な指向性が、「水辺」に生きた人々の中に存在することに気付かされるのである。布瀬においては、農耕、特に稲作の経済的比重が、無視できない位の地位を占めていたことはまちがいない。しかし、農耕からの経済的なメリットがいくらか大きくとも、このような非農耕的論理が存する場合、このムラを単に「農村」とし、そこに生活する人々を「農民」と言い切ることは不可能と考えられる。布瀬の人々が「水

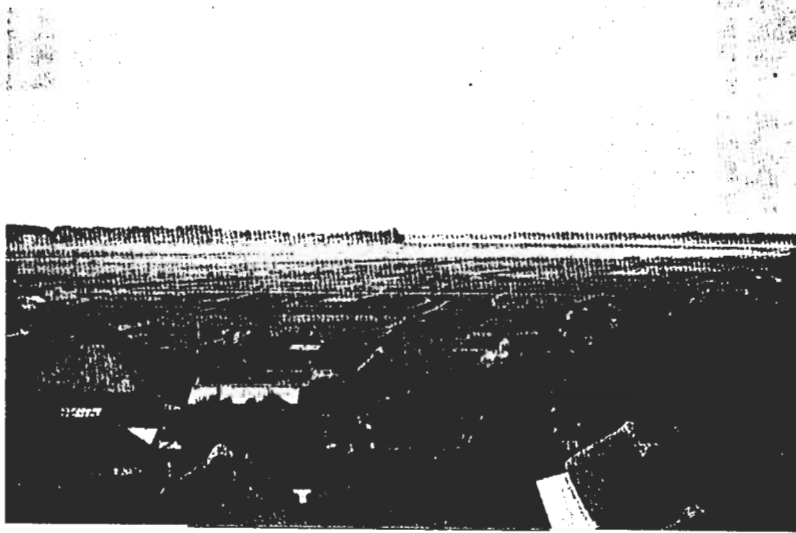


写真1. 昭和初期の龜成から見た布瀬
(昭和12年堀内謙位氏撮影)



写真2. 現在の龜成から見た布瀬
(矢印は香取県見神社、沼の消失に注意)

辺の民」として生きてきた歴史は無視できないのである。

五、陸側の拡大、そして「水辺」の消失

——結論にかえて——

手賀沼周辺の陸地の拡大の動きは、江戸時代初期まで通る。明暦年間（一六五五年〜）には、江戸の商人、万屋治右衛門が干拓事業を請願し、寛文年間（一六六一〜）にその工事に着手、二三一町七畝二八歩の新田を開墾した。しかし、この干拓地は、その後の度重なる洪水によって壊滅してしまった。享保年間（一七一六〜）に入って再び、江戸の高田茂右衛門は干拓を試みたがやはり洪水で元の「水辺」へとその姿を回復している。

当時の干拓は、江戸の商人が巨大な資本を投じて開墾を行う請負新田であり、必ずしも沼周辺の人々にとって有意義なものではなかった。開拓地の荒廃、及び鳥獣場形成の理由について「沿革」では次のように述べている。

沼ノ沿革ハ古来低湿ノ地ニシテ寛文年間ヨリ之ヲ開拓シテ水田トナシ享保十二年ニハ沼ノ下流ヲ上沼タル東部ニ接シテ千間堤ナル堤防ヲ築キ上流ヲ上沼、下流ヲ下沼ト称シ開拓地ノ出水ニ備ヘ鳥獣場ハ之ヲ上沼ニ移セリ然ルニ元文三年上流地住民トノ間利害反スル為水利上ノ争議ヲ生シ上流地住民ハ一夜大挙シテ堤防ヲ破壊シテヨリ開拓地ハ水害頻発シテ水田ハ逐年荒廢シ為ニ下流住民ハ甚シク疲弊シテ生計困難ニ立至レリ然ルニ此ノ地ニハ多数ノ水禽類ノ渡来スルニヨリ此ノ不況ヲ脱スルノ策トシテ寛政年間ヨリ沿岸住民ハ一致シテ鳥獣ニ従事シ以テ生計ヲ補フニ至レリ

元来、鳥獣の展開された「水辺」の空間が干拓により水田化され、その荒廃する過程で再び「水辺」へと戻っていく様子が如実に語られている。近世期における外在的な圧力による陸側の拡大は失敗し、依然「水辺」として人々に利用され続けたのである。その後、第二次世界大戦後まで、先に述べた「ドロコギ」のような小規模、断片的な開墾

以外的大型開拓は失敗に終わっている。本格的な開拓が成功するのは第二次世界大戦を契機としてである。敗戦の年である昭和二〇年（一九四五年）食糧増産の急務が叫ばれる中、手賀沼干拓の計画が立てられ、昭和二一年（一九四六年）にはついに国主導の干拓事業が着工された。これは近代工法を駆使し、手賀沼の水害を克服して昭和四二年（一九六七年）に完了した。これによって四三五ヘクタールの水田が造成され、沼の約四割が陸地化されている。

布瀬の地先は第一干拓地（六六・六ヘクタール）として陸地化され、入植者に分与された。布瀬を北、東、南の三方からとり囲むようにして広がっていた沼は、その大半が水田へとその姿を変えた。近世期、幾度となく干拓を試みては失敗をくり返していたのが、近代的な技術の前に陸地の拡大は達せられたのである。これによって、昭和初期まで厳然と存在していた「水辺」の空間は消滅し、ここにおける活動（鳥獣など）も衰退していったのである。この時点で本稿でとり扱った生計活動の複合性、及びその社会的意味というものは大きく変容した。

既に述べたように、昭和初期の布瀬において、「水辺」の空間の社会的な地位は高く、また、そこにおける鳥獣は非常に社会性の強い活動であった。しかし、第二次世界大戦へと転じる国情の中、鳥獣は衰えていった。その理由として、一、銃猟の発達による鳥類の減少、二、耕地整理に伴う猟場の減少、三、狩猟免許税の高騰、四、社会的規制の強化などがあげられる。鳥獣は結局、昭和一七年（一九四二年）に組合としての活動が停止され、個人的に細々と続けられていた猟も戦後の干拓「水辺」の消失によりその猟場をすべて失うこととなった。

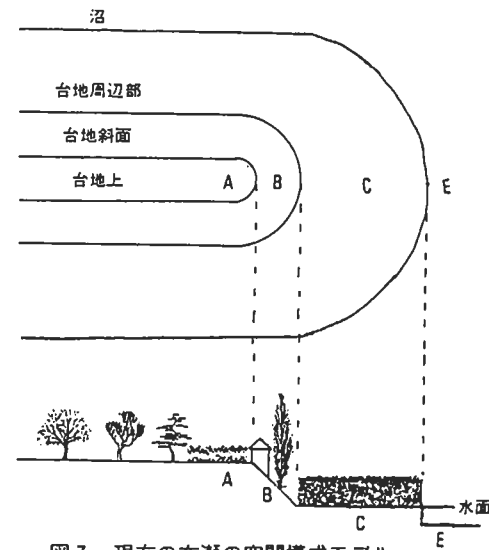


図7 現在の布瀬の空間構成モデル

布瀬における「水辺」と、そこで展開された生計活動の終焉である。

今日の布瀬は、五〇〜六〇年前の布瀬と比べ相対的に「農村」化している。そこでは広々とした整備された水田で稲を作り、かつて自給作物を栽培していた畑では、東京など近郊都市部向けの野菜が盛んに作られている。一方、戦前までムラをあげて行われていた鳥獣は、ごくわずかな銃猟愛好家によって遊猟として細々と続けられるのみである。また漁撈も水質の悪化に伴ない魚獲は激減し、とれたものも商品価値が明らかに低下してきている。採集は近代技術の発展による代替物の登場によって、採集物の素材価値はまったく失われ、活動自体語りの中にしか存在しない。

しかし、そこには近郊都市部の第二次、第三次産業への就業という新しい生計活動が加わり、新しい生業複合の形態を持つようになってきた。つまり、戦前まで生業複合の重要な要素が衰微した結果、それを補うに既に主体化した一つあるが、要素が組み込まれて人々の生活が安定しているといえる。これは徹視的には干拓による「水辺」の消失、そして陸側の拡大といった状況によって引き起こされたものである。巨視的には人々の価値観をも変えてしまった近代化の状況によって引き起こされたものである。いずれにせよ外在的な圧力が、一見してステイタックな「農村」としてあり続けるムラ内部に、ダイナミックな生活論理の変容をもたらしているのである。

民俗学が現代に対応するには、この潜在の変容を考慮することが肝要である。そして、過去の人々の生活が一元的でなく多様性を帯びていたものとして認識することが、多様であるといわれる現代との質的異同を問う唯一の方法と筆者は考えている。民俗学において掩蔽されていたと思われる多様な人間像を、その学問発展段階の謙虚さの中から解き放つ時期にきているのではないだろうか。

〈付記〉

本稿は、昭和六三年度に筑波大学歴史・人類学研究科に提出した修士論文の一部を、大幅に加筆訂正したものである。その製作にあたって北見俊夫、高桑守史両先生の御指導をいただいた。また、本稿の資料収集にあたっては、立教大学博物館学研究室の山浦清先生に多大なる御高配を賜った。ここにあわせて諸先生方に感謝申し上げたい。なお

本稿に関する技術誌的側面は、既に拙稿「手賀沼の漁業・鳥獣」(立教大学博物館学研究室、千葉県沼南町教育委員会編『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ―手賀沼と生活―』昭和六三年)にその大要を報告している。また、昭和六二年度大家民俗学会において、本稿の主旨の略報を行っている。

注

- (1) 生業複合の観点を持つものとしては、河岡武春の業績が先駆であるといえる。河岡は「低湿地文化」という言葉を用いて、「水辺」に生活する人々の文化を理解した。彼の意見は、南方系の海人が陸化する過程で「水辺」に定着し、そこで先天的に持っていた技術複合、生業複合を展開したというものであり、「水辺」の文化を考察する上で非常に示唆に富んでいる。また新しいところでは安室知が生業複合(特に稲作と漁撈の関連)について活発に検討し、複合から内部化へという稲作単一化の進展過程について明らかにしている。
- (2) 山浦清 「はじめに」『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ―手賀沼と生活―』立教大学博物館学研究室 千葉県沼南町教育委員会編 昭和六三年
- (3) 竹内理三編 『角川日本地名大辞典―千葉県』12 角川書店 昭和五九年 参考
- (4) 河岡武春 「手賀沼布瀬鴨猟小記」『日本民具学会通信』昭和五二年
- (5) 赤松宗旦 「利根川図志」安政二年(一八五五年)引用は岩波文庫本(柳田國男校訂 昭和一三年)による。
- (6) 千葉県東葛飾郡教育会編 『千葉県東葛飾郡誌』大正一二年
- (7) 香取鳥見神社の本殿は、天保九年(一八三八年)に上棟された。その際「本殿再建碑」が立てられ、それには次のような文字が刻まれている。
当社再建寄附
米三十拾俵 御領主松崎八左衛門源武広
金 百兩 江戸安鎮町 東国屋伊兵衛
金五十兩 同町 鯉屋七兵衛
金三十兩 千住河原 鯉屋新兵衛
天保六年六月
- (8) これはドロギによる小規模かつ個人的な水田の開発である。
- (9) 前掲書(5)
- (10) 菅井敬之助『湖北村誌』大正九年

- (11) 前掲書(6)
- (12) 『沼南町役場所有文書』(沼南町史史料目録末載文書)
- (13) 前掲書(5)
- (14) 前掲書(6)
- (15) 前掲書(12)
- (16) これらの観点からわかるように、この論はあくまで生計活動に関する社会性を考察するものであり、本稿の空間に対する立論が非常に限定的であることをまず確認しておく
- (17) 『猟区設定規約書』『布瀬区有文書』
- (18) 茨城県つくば市春日四―一四―三二 大川アバウト

新刊紹介

山口県教育委員会編『山口県の諸職―諸職関係民俗文化財調査報告』山口県教育委員会 (B5判 本文二七九頁 図版一一頁 一九九〇年三月)

本書は国庫補助事業として、各県単位で現在も継続中の諸職に関する調査の山口県分の報告書である。各県では二年度にわたって、共通の調査票により調査を行い、文化庁と県でその一部ずつを保管することになっており、本学会の会員がこの調査に携わった方も多いと思う。

本書は調査票をもとにして話者ごとに一〇項目に整理した個票(一人一頁をあて一六〇頁分)が、資料報告として大きな部分を占めるが、その前に「諸職調査とその現代的

ねばならない。三つの観点からは、このムラの社会関係の様相を明らかにすることができるが、もちろんその関係はムラ内の関係のすべてではなく、ある限定的な側面である。筆者は「水辺」の側からそのムラを見わたす立場をとるものである。

意義(国分直一)、「山口県の諸職」(概要 松岡利夫、分類 湯川洋司)と、各論としてさまざまな加工法、建築関係についての説明がある。後半にはマチにおける諸職の担った経済的役割を述べ、萩(桶屋)、山口(漆器業)、小野田(窯業)、柳井のそれぞれの地域での近世から現代までの意義を明らかにした論文(坪郷英彦)、アマの潜水漁労と海産物行商にもなるカネリとよばれる頭上運搬者についてまとめた論文(伊藤彰)、山の暮らしと木挽き、炭焼き、狩猟のかかわりの様相を扱った論文(湯川洋司)、農作に関する諸職、農家の暮らしを支えた諸職、農民自身のもつ諸職的側面を述べた論文(湯川洋司)をおさめる。(古家信平)

追悼 向山雅重氏 (日本民俗学会名誉会員)

倉石忠彦

平成二年一月二四日、心不全のため逝去された。行年八六歳。長野県上伊那郡宮田村に生まれ、長い教員生活の傍ら、伊那谷を中心として長野県下の民俗調査を精力的に実施した。その成果は『山村小記』(正・続)、『信濃民俗記』(正・続)、『伊那農村誌』、『山国の生活誌』(全五巻)等数々の著作にまとめられている。いずれも郷土の民俗が同郷人の眼で生き生きととらえられている。これらの業績により、昭和四五年には柳田國男賞、平成元年には秩父宮記念学術賞等を受賞した。

追悼 大藤時彦氏 (日本民俗学会名誉会員)

和田正洲



平成二年五月一八日、午前六時七分大藤時彦氏が亡くなった。実は昨年からは米寿のお祝いの計画が有志の間で準備されていた矢先のことなので、痛恨の極みである。

大藤時彦氏は新潟県岡崎市で明治三五年七月一六日、呱呱の声をあげ、後に父君が横浜市立十全病院長に転じたため鎌倉に転居、神奈川県立横浜第一中学校から早稲田大学文学部に入學。ところが関東大震災で父君を失い、早稲田大学を中退、財団法人大橋図書館に大正一五年から昭和一二年まで司書として勤務した。ここで図書閲覧にきた柳田國男と出会い、以後柳田國男に親炙、終生柳田國男の活動を蔭から支え、日本民俗学の発展に尽くした。昭和三四年成城大学教授、同四八年成城大学名誉教授、同五八年神奈川文化賞受賞。柳田國男に早くから身近に接し、その信頼が厚かった。なお本年七月、三一書房より遺著となった『日本民俗学史話』が刊行される予定である。

編集担当理事
飯島 吉晴・斉藤 修平・坂本 要
中村ひろ子・古家 信平・渡辺 欣雄
英文担当 貝 君秋
編集事務補佐 小川 格・木内瑠璃子

日本民俗学 第一八二号

会 員 頒 布

金 費 年 額 六〇〇〇円

平成二年二月二十五日 印刷
平成二年二月二十八日 発行
〒一五〇 東京都渋谷区東四一〇一二八
國學院大學 日本文学第十研究室内
発行所 日本民俗学会
振替口座 東京 〇一五三六四六六

代表者 野 村 純 一
印刷所 株式会社 三協社
東京都中野区中央四一八一九